

金沢市地域福祉計画 2018 再犯防止推進編（仮称）

骨子案

1 計画策定の背景

平成 28 年に成立、施行された再犯の防止等の推進に関する法律において、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課された。

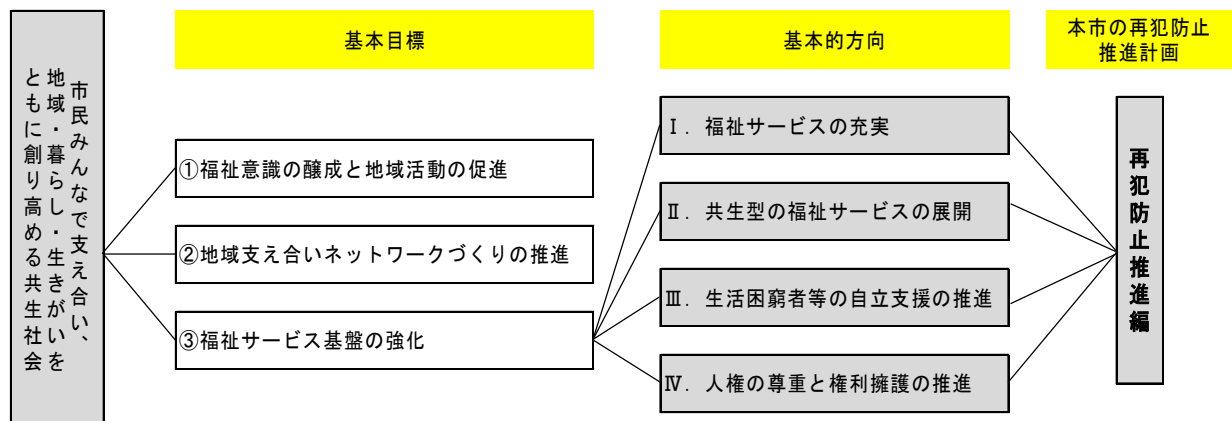
金沢市における刑法犯の認知件数は、令和元年は 2,225 件となっており、安心して暮らせるまちづくりに向けた各種取組みにより、平成 27 年以降 4 年連続で減少し続けているものの、検挙される人の約半数が再犯者であり、金沢市の刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合(再犯者率)は 55.5%と、全国の 48.8%、石川県の 49.5%を上回っている。犯罪を繰り返す背景には、仕事や住居がない、高齢である、障害や依存症がある、十分な教育を受けていないといった様々な生きづらさを抱えている人が少なくないことが考えられる。

一方で、犯罪をした高齢者、障害のある人の中には、多岐にわたる福祉的支援を必要としている場合があり、必要な支援があれば犯罪を繰り返すことなく社会復帰できる人がいる。また、刑事司法関係機関のみによる取組だけでは内容や範囲に限界があり、国・地方公共団体・民間協力者が連携し、「息の長い」支援が必要である。

このような状況を踏まえ、再犯防止に関する計画を策定し地域の実情に応じた再犯防止施策を実施することで、犯罪をした人たちの円滑な社会復帰を支援していくとともに、金沢市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を目指す。

2 計画の位置づけ

金沢市地域福祉計画に、新たに「再犯防止推進編」を策定し、これを再犯防止推進法第 8 条第 1 項に規定する「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」に位置づける。



3 計画の期間

令和 3 年度（2021 年度）から「金沢市地域福祉計画 2018」の計画期間である令和 4 年度（2022 年度）までの 2 年間の計画として策定する。

4 再犯防止に向け取り組むべき課題

(1) 就労・住居の確保等

犯罪をした人は、就労するにあたって、求職活動に必要な知識・資格を有していない、マナー・対人関係の欠如により人間関係が築けない、障害の程度が福祉的支援を受けられる程度でないが就労が難しいといった困難を抱えている場合がある。一方、雇用する側については、協力雇用主の登録をしているものの、実際の雇用に結びついていない事業主が多いことも課題の一つと考えられる。

加えて、犯罪をした人の住居の確保については、更生保護施設等退所後に、身元保証人がおらず、地域に生活基盤が確保できない人も少なくない。これらのことから、就労・住居を確保するための取り組みが必要である。

(2) 福祉・医療サービスの提供

犯罪をした高齢者や障害のある人に対しては、社会生活上の困難さや支援の必要性の程度、障害の状況などの把握が十分にできていないため、福祉・医療サービスへつなげる支援が求められている。

(3) 非行の未然防止と学び直しへの支援

学校や地域における非行の未然防止に向けた取り組みの強化が求められている。また、犯罪をした人たちが自立して生きていくために必要な知識・技能習得にかかる困難さを解消するために、継続した学びや進学、復学のための支援が必要である。

(4) 犯罪をした人たちへの理解の促進と一人ひとりに応じた支援の実施

犯罪をした人の特性や処遇ニーズを的確に把握できていない場合がある。例えば、薬物等の依存を抱える人に対して、更生保護関係機関、医療機関など、より多くの機関と連携することが求められたり、犯罪や非行をした女性においては、育児等の悩みやDV被害、性被害等が背景となっている場合があるため、女性の抱える問題の解決に資する支援等が必要である。

(5) 国・県・他の市町との連携強化、民間団体等の活動の促進等

犯罪をした人を支援する保護司の高齢化やなり手不足など、民間ボランティアが減少傾向にあり、また地域社会の人間関係の希薄化により、これまでのようなボランティア活動が難しくなっていることから、市民への働きかけや“社会を明るくする運動”が認知されるような広報活動への取り組みや関係機関の連携強化が必要である。

5 基本方針

市民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、重点的に取り組むべき5つの課題を設定し、犯罪をした人たちの円滑な社会復帰を支援して再犯率の減少を目指す。そのため国、県、他の市町や関係団体と連携しながら、再犯防止施策に総合的な視点で取り組む。

なお、施策の取組にあたっては、犯罪等により被害を受けた人たちの尊厳及び人権に配慮する。

基本方針 重点的に取り組むべき5つの課題を設定し、犯罪をした人たちの円滑な社会復帰を支援する

重点課題	項目	具体的な事業例	役割・効果
1 就労・住居の確保等	①就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害のある人等に対する雇用奨励事業 ・障害のある人に対する就労事業 など 	社会的・経済的自立 <ul style="list-style-type: none"> ・安定した就労と収入の確保 ・やりがいの創出 ・住居の確保
	②住居確保のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・住居確保給付金事業 ・市営住宅入居における配慮 ・障害のある人への住居確保支援 など 	
2 福祉・医療サービスの提供	①生活困窮者への福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護 ・自立に向けた相談支援 など 	自立に向けた生活基盤の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながり、居場所づくり ・必要な福祉・医療サービスの受給
	②高齢者への福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の見守り体制の充実 ・地域包括支援センターによる包括的支援 など 	
	③障害のある人への福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談・受入れ体制の充実 ・成年後見制度の利用支援 など 	
	④子ども・ひとり親家庭への福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもソーシャルワーカーの配置 	
	⑤保健医療サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健相談 ・薬物乱用防止の普及・啓発 など 	
3 非行の未然防止と学び直しへの支援	①非行防止の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所における非行相談支援 ・少年育成支援室 補導活動 など 	社会的・経済的自立のための準備 <ul style="list-style-type: none"> ・社会で生きていくための知識、技能の習得
	②地域における非行防止への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・非行防止のための合同事業・研修会の実施 ・各地区の青少年健全育成推進団体への支援 など 	
	③学び直しへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭への修学支援（高等学校卒業程度認定） ・生活困窮者への日常生活や社会自立等の支援 など 	
4 犯罪をした人たちへの理解の促進と一人ひとりに応じた支援の実施	①個々の抱える問題への理解の促進とその問題への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発出前講座の実施 ・人権擁護委員による人権相談の実施 など 	社会的孤立の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・地域全体で再び罪を犯すことがないように見守り・支援
	②地域住民への理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域・福祉関係者への研修の実施 	
5 国・県・他の市町との連携強化、民間団体等の活動の促進等	①民間団体の活動への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢保護区保護司会・金沢市BBS連盟等への支援 ・民間団体の活動への参加 など 	切れ目ない支援体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な施策の吸い上げ、実施へのつなぎ
	②広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・“社会を明るくする運動”の推進 ・学校教育における規範意識の醸成 など 	
	③国・県・他の市町との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設所在自治体会議への参加 ・地域生活定着支援センター等との連携強化 など 	